

道路用地寄附のよくある質問

Q. 道路後退用地（セットバック部分）の寄附はできるか？

A. はい。建築基準法などに基づく道路後退用地は、原則、道路境界確定または国土調査事業などを行っていて、現在の道路境界が明確になっている場合に寄附することができます。

Q. なぜ道路後退用地の寄附は、道路境界を明確にする必要があるのか？

A. 現在の道路境界が明確になっていない状態で道路後退用地を寄附した後、道路境界確定などで道路境界がずれていたことがわかった場合、更に道路後退が必要になる可能性があります。「道路後退をしてブロック塀などを建築していたが、実際は道路後退用地内に入ってしまった」などのトラブルを未然に防ぐため、道路境界が明確になった後に寄附願の提出をお願いいたします。

Q. 建物を建築する前に道路後退用地を寄附できるか？

A. 原則、建物の建築後または建築確認後に寄附願の提出をお願いいたします。

Q. 道路後退用地は余分に寄附できるか？

A. 道路の幅員が場所によって変わることを防ぐため、原則、建築基準法などに基づく道路後退用地のみ寄附できます。

Q. 道路後退用地に抵当権がついていても寄附できるか？

A. 抵当権の抹消後に寄附願の提出をお願いいたします。

Q. 道路後退用地は現在の道路と高低差がある場合も寄附できるか？

A. 現在の道路と一体で通行できない道路後退用地は、原則、道路用地とすることができません。通行できるようにしていただいてから、寄附願の提出をお願いいたします。

Q. 寄附用地内の電柱などは移設したほうがよいか？

A. はい。電柱や構造物などの通行の支障をきたすものなどは、移設または撤去後に寄附願の提出をお願いいたします。

Q. 隅切りの寄附はできるか？

A. はい。原則、2 辺がおおむね 2m 以下の二等辺三角形の隅切りを寄附できます。ただし、隅切りをつけたい市の道路の幅員が 4m 未満の場合は、道路後退が必要となる可能性があるため、建築指導課で道路の種別を確認したうえで、道路維持課に相談してください。

Q. 印鑑証明は何ヶ月以内に交付したものを提出すればよいか？

A. 基本は 3 ヶ月以内に交付したものを提出してください。

Q. 寄附願を提出してから登記完了までどのくらいかかるか？

A. 事務処理期間は 1 ヶ月としています。